令和3年5月26日

児童発達支援事業所　管理者　様

放課後等デイサービス事業所　管理者　様

**障害児通所支援事業所巡回支援事業の開始について（通知）**

　　神戸市福祉局障害者支援課長

　平素より神戸市の障害児支援にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

神戸市では、障害児通所支援事業所におけるより質の高い支援を目的とした巡回支援事業を新たに実施することにいたします。昨年度まで、発達障害者支援センターにて実施していた事業を障害者支援課に移管し、実施するものです。

　つきましては、下記の通り、事業内容を通知いたしますのでご確認ください。

記

１．目的

児童発達支援、放課後デイサービスを行う事業所を作業療法士等の専門職が訪問し、支援方法等の助言・指導や、事業所からの相談に応じることで、職員の専門性を高めることにより、利用者により質の高い支援を提供する。

２．事業内容

（1）実施期間：令和3年7月～令和4年2月　（令和3年度に関しては、50～60事業所を予定）

（2）対象事業所：市内の児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所

（３）巡回する専門職：作業療法士・公認心理師・社会福祉士の資格を有する学識経験者

（４）巡回時間：児童発達支援事業所は10～12時、

放課後等デイサービス事業所は15時半から17時半を基本の訪問時間とする。

（５）具体的な支援内容：

①障害特性に応じた支援方法、環境設定の工夫、保護者支援等の事業所からの相談に対する助言

　 ②個別支援計画の策定や制度理解を図る助言指導

３．その他

　〇令和３年度巡回する事業所が決定しましたら、当該事業所へは別途案内を送付いたします。

　　　（半期ごとに決定し、案内を送付します）

　〇新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、延期等の可能性があります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【担当】福祉局障害者支援課　障害児支援事業担当係

　　　　　　　　　　　　　　　藤原・阿部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL078－322-6780